

議案第9号

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年3月1日提出

加西市長 中川 暢 三

加西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険条例（昭和 42 年加西市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「350,000 円」を「390,000 円」に改める。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の前の見出しを削り、同項の項番号を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 9 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

(審議資料)

出産育児一時金の支給額について、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した場合のみ39万円（産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合42万円）を支給することとしていたが、平成23年4月以降、この額が恒久措置化されることとなったことにより所要の改正を行うもの。

【改正要旨】

本則規定中、出産育児一時金支給額を350,000円から390,000万円に引き上げ、併せて平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定措置として390,000円支給することとしていた附則を削除する。